



浄化槽の維持管理について

浄化槽とは便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場排水等特殊な排水を除く）を処理するものです。家庭用だけで簡単に言えば「生活の中で発生した汚れた水をキレイにして川などに流すための装置」です。この浄化槽の管理者には「保守点検・清掃・法定検査」を毎年実施することが浄化槽法により義務付けられています。

<h2 style="text-align: center;">保守点検</h2> <p>定期的な点検が必要です。回数は大きさや処理方法によって異なります。点検後は点検記録票が発行されますので、3年間保存してください。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <p>機能の診断 汚泥の点検 消毒剤の補充 などなど</p> <p>機械の調整 機械の点検</p> </div> <p>※北海道知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者によって行うことになります。</p>	<h2 style="text-align: center;">清掃</h2> <p>年に1回以上の清掃が必要です。浄化槽内の汚泥の引抜きや、装置等の洗浄などを行います。清掃後は清掃記録票が発行されますので、3年間保存してください。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0ffe0;"> <p>汚泥の点検 汚泥の調整 などなど</p> <p>汚泥等の引核 機械の調整 装置の洗浄</p> </div> <p>※遠軽町長から許可を受けた浄化槽清掃業者によって行うことになります。</p>
---	--

法定検査

<h3 style="text-align: center; background-color: yellow;">第7条検査</h3> <p>浄化槽設置後、使用を開始してから3か月から5か月までの間に検査を受けることとなっています。</p> <p>※北海道知事が指定した検査機関（北海道浄化槽協会）にて実施することとなります。</p>	<h3 style="text-align: center; background-color: yellow;">第11条検査</h3> <p>年に1回、浄化槽の水質等に関する検査を受けなければならないこととなっています。</p> <p>※北海道知事が指定した検査機関（北海道浄化槽協会）にて実施することとなります。</p>
--	---

浄化槽管理者は「保守点検・清掃・法定検査」の3つの義務を負うこととなります。生活排水は想像以上に環境を汚染します。たとえば味噌汁1杯を流すと魚が快適に住むことができるまで水で薄めるとする場合、浴槽約4.7杯分の水が必要となります。浄化槽を適正に管理して、上手に使うことにより環境を守ることにありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



～ 浄化槽に関する町のお問い合わせ先 ～

住民生活課（42-4812）または各支所地域住民課（生田原45-2011、丸瀬布47-2211、白滝48-2211）へ